

第 2 5 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 4 年 12 月 20 日 火曜日 14 時 00 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第25回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和4年12月20日 火曜日 14時00分～14時45分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	2番 眞鍋 伸太郎	1番 渡部 稔
	3番 村松 祐一	
	5番 野中 充	4番 諏訪 栄一
	6番 松本 晋平	
	8番 福田 真実	7番 佐藤 孝夫
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	
	推進委員 佐藤 和人	
	推進委員 元木 博人	
	推進委員 眞部 剛	
	推進委員 齋藤 仁	
	推進委員 佐藤 健一	推進委員 山田 幸市
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 山内 祐太郎	
	農業委員 9名出席／12名	
	推進委員 8名出席／9名	
4. 議事録署名人	2番 眞鍋 伸太郎	3番 村松 祐一

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	小林 隆浩
事務局次長	後藤 淳
係長	田邊 実千代
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、1番 渡部稔 委員、4番 諏訪栄一 委員、7番 佐藤孝夫 委員から欠席の届けがありました。
過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第25回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
2番 眞鍋伸太郎 委員、3番 村松祐一 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議長 議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号12番、譲渡人は、
、譲受人は
。申請農地は八木沢字寺東17番 外2筆
田 9,563㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は、10aあたり300,000円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号13番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は 和田目字
蕎麦ノ目147番 畑 99㎡であります。申請事由としては、譲渡が耕作不便・
低生産地のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、
価格は、10aあたり100,000円です。権利設定は所有権移転であります。経営状
況については記載のとおりです。

受付番号14番、譲渡人は
、譲受人は
。申請農地は 八木沢字大水口46番
田 9,816㎡であります。申請事由としては農地交換であります。移転時期は許
可日以降であり、価格は無償です。権利設定は所有権移転であります。経営状
況については記載のとおりです。

受付番号15番、譲渡人は、
、譲受人
は、
。申請農地は 八木沢字大水口48
番 田 9,547㎡であります。申請事由としては農地交換であります。移転時期
は許可日以降であり、価格は無償です。権利設定は所有権移転であります。経営
状況については記載のとおりです。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第89号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め、採決いたします。

原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

一 挙手全員 一

議 長 賛成全員と認め、議案第 89 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第 5 条関係】

議 長 次に、議案第 90 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 13 番、譲渡人は、
、譲受人は、
です。申請農地は米田字宮東乙 2376 番 畑 1,264 ㎡です。移転時期及び価格は許可日以降で 1 ㎡あたり 474 円。移転理由は資材置場用地であります。工事着
工及び完成年月日は、許可日から令和 6 年 3 月 31 日の予定です。建築物の名称
及び面積は、資材置場 471.2 ㎡、通路・雪捨て場等 792.8 ㎡。なお、現地調
査を実施しております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出
席委員から報告を求めます。受付番号 13 番については、山内祐太郎委員より報
告願います。

山内委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
受付番号 13 番、令和 4 年 12 月 7 日 午前 10 時から調査を行いました。
出席者は、譲受人の
、申請代理人の
行政書士、福島県会津農林事務所より、指導調整課の橋課長と岡部主査、町農業
委員会より、柴崎委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施して
おります。転用目的は資材置場です。付近への被害防止策ですが、申請地は 30cm
ほど表土を入れ替えて十分に転圧締めを行うため、土砂流出の恐れはありません。
農業用排水施設への影響ですが、汚水は発生せず、雨水は自然地下浸透させ
るため影響はありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、北側と
東側を道路、南側を宅地と水路、西側を水路と接しているため、付近に農地はな
く、農地の分断や蚕食等は発生しません。以上、ご報告いたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 90 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 90 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画【所有権移転】

議 長 次に、議案第 91 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。初めに、所有権移転について審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 6 番、移転する者、 。移転を受ける者、 。当該農地は、下堀字村東 147 番 外 1 筆 田 で 4,166 m²。価格は、10a あたり 350,000 円で双方納得し合意に至りました。理由につきましては、村東 147 番の真ん中に三角点があり、作業に支障があるため、それを考慮したあっせんの結果となりました。なお、あっせん会議を開催しております。

受付番号 7 番、移転する者、 、移転を受ける者、 。当該農地は、下堀字村東 4 番 1 田 2,911 m²です。登記地目は田ですが、移転をする者、移転を受ける者の双方が納得し、現況地目の畑でのあっせんとなりました。価格は、移転を受ける者が 10 a あたり 150,000 円での話し合いになりましたが、最終的には、移転をする者の意向を考慮し 171,762 円で双方納得し合意に至りました。なお、あっせん会議を開催しております。以上です。

議 長 説明が終わりました。本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。
受付番号 6 番、7 番について、眞部剛 委員より報告をお願いいたします。

眞部委員 受付番号6番について、まず初めに、
さんから、受け手としてあっせん
受付簿への登載申し出がありました。さらに、
さんから、「地域の担
い手に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願い
したい」とあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したとこ
ろ、
さんは、藤川地区で約27.0haの農地について、水稻と野菜の複合
経営をしており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書に
よって選定しております。価格につきましては、受け手が10a当たり350,000円
で、出し手については話し合いとの希望があったため、妥当な額について聞き取
りました。あっせん委員としても、耕地の位置、形状、今までの売買実績を考慮
し、双方からの意向も確認いたしました。なお、村東147番については、田の中
に三角点があり作業面において支障があります。あっせんの結果、双方納得した
ため、10aあたり350,000円で合意に至りました。以上、よろしくお願ひいたし
ます。

受付番号7番について、令和4年11月28日 会津美里町本庁舎2階205会議
室においてあっせん会議を行いました。出席者は、松本吉弥 委員と私、事務局
次長、出し手の
さんの代理人の
さん、受け手の
さん
であります。はじめに、
さんから、受け手としてあっせん受付簿への
登載申し出がありました。さらに、
さんから「地域の担い手に譲渡した
いと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたい」とあっ
せんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、
さ
さんは、藤川地区で約27.0haの農地について、水稻と野菜の複合経営をしており、
あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定してお
ります。価格につきましては、登記地目は田ですが、現況の畑でのあっせんとな
ります。受け手が10a当たり150,000円で、出し手については話し合いとの希望
があったため、妥当な額について聞き取りました。あっせん委員としても、耕地
の位置、形状、今までの売買実績を考慮し、双方からの意向も確認いたしました。
あっせんの結果、出し手の意向を考慮し双方納得したため、10a当たり71,763
円で合意に至りました。以上よろしくお願ひいたします。

議 長 報告が終わりました。それでは、所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。所有権移転について、原案のとおり決定す
ることに賛成の委員は挙手願ひます

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第83号から第89号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第83号は6件の届出がありました。詳細については相続案件ですので省略いたします。

【農地法第5条第1項第7号の規定による届出】

事務局次長 報告第84号は2件の届出がありました。
受付番号3番、譲渡人、譲受人。
申請農地は、字向川原甲3378番1 畑 248㎡。
権利移転の理由は駐車場用地です。建物の名称及び面積は駐車場248㎡。

受付番号4番、譲渡人、譲受人。
申請農地、字松原際甲2196番2 畑 581㎡。権利移転の理由は住宅用地です。
建物の名称及び面積は住宅敷地581㎡。

【合意解約について】

事務局次長 報告第85号については、2件提出されております。
それぞれの理由により、両者合意の上解約がなされたものでありますので、詳細については省略いたします。

【現況確認証明書の交付について】

事務局次長 報告第 86 号、申請人は、
、申請地は、旭寺入字梨子窪
1273 番 2、地目は登記が畑、現況が原野で、面積は 166 ㎡です。申請理由につ
いては、所有権登記に際し、当該地が農地法で定める農地の定義から外れているこ
との証明が必要なためです。

【会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例について】

事務局次長 報告第 87 号、改正内容については、農業委員長、農業委員会会長職務代理者、
農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員のこれまでの報酬額の基本額に、新
たに能率給を追加するものです。33 ページの新旧対照表のとおり、能率給、予算
の範囲内で町長が定める を追加したものです。

【会津美里町農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の 制定について】

事務局次長 報告第 88 号、
趣旨、第 1 条では、能率給の支給方法等に関して必要な事項を定めるものです。
支給対象活動、第 2 条 能率給の支給の対象となる活動は、農地利用最適化交付
金事業実施要綱に規定する活動となる。具体的には、①農地のあっせん・利用調
整、②遊休農地の解消、③新規参入の促進となります。
能率給の財源、第 3 条 能率給は、農地利用最適化交付金、国費が財源となりま
す。
能率給の額、第 4 条 委員等へ支給する能率給の額は、次の各号に定める額とす
る。
1 交付金の額の 2 分の 1 に相当する額を、委員等の人数で除して得た額。
2 交付金の額の 2 分の 1 に相当する額を、委員等の活動時間に応じて算定した
額となります。
活動実績の報告、第 5 条、第 2 条に規定する活動をした日の属する月の翌月末ま
でに、農地利用最適化業務活動日誌により、農地利用最適化業務に係る事業実績
を委員会の会長に報告する。
能率給の支給時期、第 6 条 委員等に能率給を一括して支給する。支給につい
ては、4 月を予定しています。

能率給の返還、第7条 活動実績の内容に虚偽の記載があった場合は、委員等に対し、能率給の一部又は全部を返還させることができる。この規則は令和5年4月1日から施行します。

【会津美里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者の名簿について】

事務局次長 報告第89号、氏名 職業 、住所 、生年月日
性別 、担当地区は新屋敷・和田目・立石田となります。選考委員会を12月13日に開催し、全員賛成により決定されました。任期については、令和5年1月1日～令和5年11月30日となります。報告については以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。

報告第86号 現況確認証明書の交付については、現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。受付番号2番について、村松祐一 委員より報告願います。

村松委員 現況確認証明のための現地調査について報告を申し上げます。

受付番号2番、申請者は、 です。当該地については、土地所有者からの申請に基づき令和4年12月7日 午前11時から調査を行いました。

出席者は、申請者の代理人である土地家屋調査士の 、調査委員は、元木委員、松本晋平委員と私、事務局から廣谷主査により現地調査をしております。判断基準は、農地法第2条第1項及び農地法の運用について第4の(4)に基づき判断いたしました。申請地は、所有者の母が平成15年頃まで耕作していましたが、高齢になったことで耕作不能となり、平成29年に母が亡くなってからは完全に放置され、原野の様相を呈しております。また、周囲が山林や宅地に囲まれていることや、所有者が遠方に住んでいることなどから、農地として復元しても継続的な利用が見込まれない土地であることを確認いたしました。そこで、旭寺入字梨子窪1273番2については、現況 原野であると判断いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議 長 以上で報告が終わりました。

質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第 25 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 45 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____
(松本 吉弥)

議事録署名人 _____
(2 番 眞鍋 伸太郎)

議事録署名人 _____
(3 番 村松 祐一)